

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定によって、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和七年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開催日時及び場所

開催期日	時 間	場 所
令和七年十一月一八日から 十一月一九日まで	午前九時～午後五時	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁本館一〇六会議室

二 講習科目及び時間

科	目	時 間	数
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六	
家畜の品種及び特徴		四	
家畜の取引に関する法令		四	

三 受講手続

1 受講申込書の提出期限

令和七年九月三十日（火）から令和七年十月二十一日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）

郵送の場合は、令和七年十月二十一日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産局畜産課（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）
郵送する場合は、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

3 提出書類

受講申込書（別記様式）

写真は、受講申込書提出前六か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のものとすること。

四 定員

四十人（定員に達し次第、受付を終了する）

五 受講手数料

三千三百円

受講者決定後、納付書により納めること。

この場合、振込証明書を六の申請窓口に郵送（令和七年十一月十七日（月）必着）又は開催初日に持参する。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

六 申請窓口（問合せ先）

広島県農林水産局畜産課（電話（〇八二）五一三―三五九八（ダイヤルイン））

七 その他

講習会で使用するテキストを所有していない場合、当日、会場で購入することができる。

八 その他

家畜伝染病発生時は、講習会などの開催を中止又は延期する場合がある。やむを得ず講習会などを中止した場合は、受講手数料を返還する。ただし、中止に伴う受講者の不便、費用その他の個人的損害については責任を負わない。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

・ ・ 年 月 日

広島県知事様

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による家畜商講習会の受講を申し込みます。

写真貼付欄
縦 3.5cm
横 2.5cm

注 用紙の大きさは、日本工業規格A例4とする。